

平成30年度 政策評価書（事前の事業評価）

担当部局等名：防衛装備庁プロジェクト管理部統合装備計画官
評価実施時期：平成30年7月～平成30年8月

1 事業名
多目的誘導弾システム（改）

2 政策体系上の位置付け

(1) 施策名
研究開発の推進

(2) 施策の概要

厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発の優先的な実施を担保するため、研究開発の開始に当たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優越を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化する。また、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用を努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

(3) 達成すべき目標

自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発を優先的に実施する。また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優越を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。

3 事業の概要等

(1) 事業の概要

防衛省の施策である島嶼部に対する攻撃への対応等において、これらの近隣諸国の揚陸能力の量的質的な向上に対処するため、現有装備品に比べて島嶼防衛に必要な射程延伸、同時多目標対処、高速目標対処、全周対処等の機能・性能を向上しつつ、取得コストを低減した多目的誘導弾システム（改）の開発を行うものである。

(2) 所要経費

約35億円（平成31年度概算要求額。後年度負担額を含む。試作総経費約101億円）

(3) 事業実施の時期

平成31年度から平成36年度まで試作を実施する。また、本事業成果と合わせて、平成34年度から平成36年度まで試験を実施し、その成果を検証する。（試験のための試験研究費は別途計上する。）

年度	31	32	33	34	35	36
実施内容	←			本事業 (試作)	→	
					←	試験

開発実施線表

4 評価のねらい

研究開発事業のうち、平成31年度から新規に実施する開発について事前評価を実施したもの。本開発の必要性、効率性、有効性、費用及び効果の観点から評価を行った。

5 政策評価の結果

(1) 必要性

ア 防衛省が当該事業を実施する理由

本事業は、現有装備品に比べて島嶼防衛に必要な機能・性能を向上しつつ、取得コストを低減した多目的誘導弾システム（改）を開発するものであり、その用途が防衛用に限られることから、防衛省が独自で実施する必要がある。

イ 当該年度から実施する必要性

近年の近隣諸国は、海上戦力の向上に伴う揚陸艦の大型化や保有数増大による上陸用舟艇等の量的な運搬能力増加や、エアクッション艇や水陸両用車の導入による島嶼における展開能力の高速化などの質的な向上を進めており、同国の量的質的な揚陸能力は、今後ますます向上していくと見積られる。

現有の多目的誘導弾システム等では将来的に十分な対処ができなくなる恐れがあることから、島嶼防衛に必要な機能・性能等を向上した多目的誘導弾システム（改）を速やかに取得する必要がある。そのために必要な試作・試験に要する期間及び開発完了時期を考慮すると、平成31年度から開発に着手する必要がある。

ウ 既存の組織、装備等によらない理由

現有装備品の改良・改善では必要とする機能・性能の向上及びコスト低減を図ることが困難である。

エ 代替手段との比較検討状況

諸外国の類似装備品と比較検討した結果、機能・性能及びコストの総合的に優れている本開発が最良の手段である。

(2) 効率性

既存技術や既存品を最大限活用することにより開発期間の短縮を行い、効率的な事業の推進を図る。

(3) 有効性

ア 得ようとする効果

以下の技術課題に関して技術的知見を得て、島嶼防衛に必要な機能・性能を実現するための技術的優越を確保する。

(ア) 同時多目標対処技術

複数の目標情報に基づき、自動で目標指定を行うことで同時多目標対処技術を確立する。

(イ) 目標形状推定技術

目標の画像情報を補正することで目標形状推定技術を確立する。

イ 効果の把握の仕方

本事業においては、試作品の設計製造及び試験を実施し、具体的な機能・性能の確認を行い、技術的優越が確保されているか検証する。

なお、試作品の設計製造においては、契約相手方に対し、適宜、設計の技術的妥当性について確認を行いながら事業を行う。また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年内閣総理大臣決定）に則り、事業の事前及び中間時点等に複数回の研究開発評価を実施して、適切な事業実施に努める計画である。

(4) 費用及び効果

本事業の実施にあたっては、既存の研究開発成果の活用を図るとともに、シミュレーションにより試作する供試品数を削減する等して、試作・評価を行うべき対象を絞り込み、コストの削減及び開発リスクの低減を図る。

これらの努力を行う一方、前号で述べた各種技術の確立に加え、これらの技術の優位性を確保したことにより装備品の能力の向上が見込まれることから効果的であると判断する。

6 事後検証を行う時期

技術的な検証については、防衛装備庁において、基本設計終了時点、試作終了時点等において中間段階の技術検証を実施するとともに、試験終了時点において事後の検証を実施する。また、行政事業レビューとも連携しつつ、本事業の進捗状況を検証した上で、目標管理型政策評価を実施する。

7 総合的評価

本事業を実施することにより、第5項第3号で述べた各種技術の確立が見込まれる。これらの成果については、試作及び試験により検証し、これらの検証結果が得られた場合には、技術競争の激しいこの分野での技術的優越の確保が見込まれる。その結果、我が国の技術力の強化に資することが見込まれる。これらは自衛隊のニーズに合致した高度な防衛装備品を創製するためにも極めて重要な成果であり、最終的に政策目標である防衛力の能力発揮のための基盤の確立につながるものである。

8 有識者意見

- ・ 取得コストの低減について、もう少し付加的な説明が必要。
- ・ 事前評価を実施した研究開発が終了した後の事後評価の実施について検討してほしい。

9 政策等への反映の方向性

総合的評価を踏まえ、平成31年度概算要求を実施する。

10 その他の参考情報

運用構想図（別紙）